

「家族セット割」提供条件書

1.概要

「家族セット割」(以下「本割引」といいます。)とは、ご家族で UQ mobile をご利用いただくことで、UQ mobile のご利用料金を割り引くサービスです。

2.提供内容

家族セット割	
適用条件	<ul style="list-style-type: none">・ 自宅セット割／家族セット割／auスマートバリュー／家族割プラスグループ(以下「セット割グループ」といいます。)*¹ に、割引対象回線と、他のカウント対象回線(割引有無を判定するためのカウント対象プランに加入している回線をいいます。)を登録すること。・ 月末日時点で、同一のセット割グループに、カウント対象回線(割引対象回線を含みます。)が2回線以上登録されていること。
割引内容	割引対象回線が月末日時点で加入している料金プランに応じて、UQ mobile のご利用料金* ² から割り引きます* ³ 。
適用開始月	割引対象回線及びカウント対象回線のセット割グループへの登録が完了した翌月
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 自宅セット割の適用を受ける月は、本割引を適用しません。・ 本割引の割引対象プラン、カウント対象プラン及び割引額*⁴は、各料金プランの提供条件書に定めるとおりです。

*¹:セット割グループとは、本割引等の適用を判定するために登録いただく回線グループの名称をいいます。セット割グループは、本割引、自宅セット割、au スマートバリュー及び家族割プラス(法人契約の場合は法人割プラス)に係る回線で構成されます。1の割引対象回線は、1つのグループにのみ登録できます。セット割グループに登録できる契約数の上限は、UQ mobile、au、WiMAX 合計で 10 までです。

*²:基本使用料、オプション機能使用料(海外ローミング機能に係る料金を除きます。)、通話料(国際通話及び国際 SMS 送信に係る料金を除きます。)及びその他 KDDI/沖縄セルラー(以下、併せて「当社」といいます。)が定める料金とします。

*³:ご利用料金が割引額に満たない場合、ご利用料金を上限に割り引きます。

*⁴:番号移行による解約で割引対象プランの基本使用料が日割の場合に限り、割引額も日割します。

3.重要事項

(1) 割引の適用について

- 本割引の申込みがあった場合、次のいずれかの不承諾事由に該当する場合は除き承諾します。
 - ① その申込みにより、セット割グループにおける契約数の上限を超過するとき。
 - ② 法人契約の場合であって、割引対象回線とセット割グループを構成するその他の回線の契約者の住所が異なるとき。
 - ③ 割引対象回線とセット割グループを構成するその他の回線の契約者名義が同一ではないとき(家

族関係の場合を除きます。)

- ④ 割引対象回線が、既に他のセット割グループに登録されているとき。
- ⑤ 契約者以外の者が利用し、その利用が事業目的であると当社が判断したとき。
- ⑥ その他当社の業務遂行上支障があるとき。
- セット割グループに登録されている au 回線からの番号移行があった場合、改めて同一のセット割グループに登録されたものとして取り扱います。

(2) 割引の廃止について

- セット割グループからの登録の解除があった場合のほか、解約、譲渡(家族間譲渡を除きます。)又は承継があったときは、本割引の適用を廃止します。
- 本割引を廃止する場合の割引の取扱いは以下のとおりです。同月中に両方の廃止事由に該当した場合、適用終了時期は早い方を優先します。

廃止事由	割引の取扱い
セット割グループからの登録の解除又は解約によるとき	その日を含む月まで割引 ※解約による廃止の場合、2(提供内容)の「月末日」は「解約の手続きが完了した日」に読み替えます。
上記以外によるとき	その日(譲渡又は承継による場合は、その譲渡承諾日又は承継の届出日とします。)を含む月の前月まで割引

(3) その他

- 当社が提供する他のサービス・キャンペーンにご加入いただけない又は併用できない場合があります。

■本提供条件書について

- ・ 当社の UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 77 条(提供条件書等)に基づいて本提供条件書を定めます。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。これらの詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定の WEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

■更新履歴

2026 年 4 月 15 日 初版作成